

健康推進アプリ「BIWA-TEKU」利用促進のための広報委託業務仕様書

1. 委託業務の名称

健康推進アプリ「BIWA-TEKU」利用促進のための広報委託にかかる業務

2. 業務の目的

滋賀県では、若い世代を中心に健康づくりを意識しない人に向けて、楽しみながら生活習慣を改善するきっかけを提供するため、「BIWAKO スキやねん保険者協議会」が運用する健康推進アプリ「BIWA-TEKU」(以下「BIWA-TEKU」という。)の活用を促す取り組みを進めているところである。

現在、「BIWA-TEKU」の利用者数は56,000人を超えており、その半数は50歳代以上が占めている。そこで本業務では、若い世代、働き盛り世代といった健康に関心が向きづらい層をターゲットに「BIWA-TEKU」の利用を促すことを目的として、主な利用層が若い世代であるSNSを利用した啓発等を実施する。

3. 契約期間

委託契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日(火)

4. 委託業務の内容

上記2の目的を達成するため、受託者は情報を届けるための創意工夫をして次に掲げる業務を行う。その際、若い世代、働き盛り世代といった健康に関心が向きづらい層にも情報が届くよう、興味関心を引く内容になるよう配慮する。

なお、それぞれの投稿等に対してアクセス数や属性(年代、性別など)等のリーチ数やフォロワー数の等の計測、分析を行い、フォロワー数増加に向けた取り組みや効果測定を行うこと。

また、他者を非難する内容にはしないこと、投稿およびちらし作成前に県と契約者で内容確認を行うことを順守すること。

(1) 「BIWA-TEKU」利用促進および周知啓発のための広告素材の制作

「BIWA-TEKU」の利用促進および周知啓発に関する投稿記事および動画を制作する。また、滋賀県健康しが推進課保有のInstagramアカウントから情報発信を行う。

① 記事の作成・投稿

「BIWA-TEKU」の利用促進および周知啓発に関する記事を作成する。

【目標値】記事作成(投稿)数:8本(回)以上

② ショート動画の作成・投稿

「BIWA-TEKU」の利用促進および周知啓発に関するショート動画(20~30秒程度のもの)を作成し、投稿する。

【目標値】ショート動画制作(投稿)数:2本(回)以上

(2) SNS広告の実施

「BIWA-TEKU」の利用促進および周知啓発に関して、原則として広告予定期間中に 8 回以上SNS広告を出稿すること。県と協議したうえで期間を設け、その期間中に発信を行うものとする。広告時間帯はターゲット層である若い世代、働き盛り世代といった健康に関心が向きづらい層が広告を閲覧しやすい時間帯とする。広告出稿間隔は1週間に2～3回程度とする。

【目標値】SNS広告出稿回数:10回以上

(3)「BIWA-TEKU」賞品の確保

賞品の具体的内容は、県との協議の上、広告動画、画像作成までに決定すること。

(4)チラシの作成

「BIWA-TEKU」の利用促進目的に、国スポ・障スポ関係者(招待客等を含む)に配布する資料としてチラシ 15,300 部の作成を行うこと。

5. 実績報告および成果物

- (1) 県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地調査することができることとする。
- (2) 受託者は、本業務の完了後、業務の内容をとりまとめた報告書およびそれらを記録した電子ファイルを成果物として、業務完了後 20 日以内に県に県が指定する方法(大容量ファイル転送システム等)により提出すること。

6. 実績報告等の納入場所

滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課(大津市京町四丁目1番1号)

7. 業務の実施について

- (1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、受託者は県が指定する場所で県と定期的に打合せを行い、業務進捗状況を共有すること。

8. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、

複写、貸与または譲渡してはならない。また、この契約に基づく成果物の著作権は、滋賀県に帰属するものとし、滋賀県の判断で自由に使用し、または使用させることができるものとする。

- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる(以下「再委託」という。)ことができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) 制作した広告素材については、この業務に係る契約期間満了後についても、特に期限を定めず本県が行う「BIWA-TEKU」の利用促進を目的として使用するため、そのために必要な著作権に係る手続等については受託者においてこれ进行处理すること。また、これに係る著作権使用料については今回の契約金額に含むこと。
- (10) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。